

登録事項変更届提出書類内訳

1) 「建築士事務所の名称の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	登録申請者が法人である場合に限る。提出時において交付日から6か月以内のもの

2) 「建築士事務所の所在地の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	

3) 「個人登録の場合の開設者の姓の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 戸籍全部事項証明書（謄本）又は戸籍個人事項証明書（抄本）	提出時において交付日から6か月以内のもの

4) 「法人登録の場合の法人名称の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 略歴書	登録申請者の略歴書
・ 誓約書	法人の場合は、法人名・代表者の役職・氏名を記載すること。
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	提出時において交付日から6か月以内のもの

5) 「法人登録代表者及び役員の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 役員名簿	別紙『役員名簿』の注意事項のとおり変更前後、全ての役員を記入。監査役は除きません。
・ 略歴書	代表者の変更の場合のみ略歴書が必要
・ 誓約書	法人の場合は、法人名・代表者の役職・氏名を記載すること。
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	提出時において交付日から6か月以内のもの

※代表者が変更の時も、届出者は変更前の代表者名で提出してください。

【次のページへ】

6) 「管理建築士の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 略歴書	変更後の管理建築士の略歴書
・ <u>住民票の写し</u> (原本のことです。) ※	変更後の管理建築士のもの。提出時において 交付日から6か月以内のもの ※住民票の写しは、 <u>個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないものであること。</u>
・ 管理建築士の「管理建築士講習修了証」の写し	建築士法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した修了証の写し。

注意：

・ 旧管理建築士が当該建築士事務所を退職(転勤を含む)した場合や、新管理建築士が当該建築士事務所に新たに採用(転勤含む)になった場合には、別途、「所属建築士変更届」の提出が必要です。

7) 「管理建築士の姓の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	
・ 書換え後の建築士免許証の写し	

注意：

・ 書換え手続きを行っていない場合には、建築士の免許証の交付を受けた機関にて、書換え手続きを行ってください。

8) 「有限会社→株式会社の変更」の場合

提出書類の内訳	注意事項
・ 建築士事務所登録事項変更届	

上記1)～8)以外の変更については、「廃業届」を提出し、新たに建築士事務所登録をする必要があります。(同時提出)

例1：法人登録 ⇔ 個人登録
 例2：2級建築士事務所 ⇔ 1級建築士事務所

※登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は必ず原本を提出してください。

- 届出窓口：一般社団法人 青森県建築士事務所協会
- 申請手数料：不要
- 提出書類：提出書類の内訳は上記の通りで、変更内容によって異なりますのでご注意ください。
- 提出部数：正本1部のみ。

ご不明な点がございましたら、(一社)青森県建築士事務所協会(Tel:017-773-1596)まで